

平成27年6月26日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡ホールディングス株式会社

取締役社長 河 田 正 也

第 172 回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第172回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第172期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第172期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第 1 号 議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第26条および第34条の規定に所要の変更を行いました。変更の内容につきましては、後記「定款一部変更についてのご案内」をご参照ください。

第 2 号 議案 取締役13名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に鶴澤 静、河田正也、村上雅洋、土田隆平、萩原伸幸、西原孝治、木島利裕、奥川隆祥、馬場一訓、秋山智史、松田 昇、清水啓典、藤野しのぶの13氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、秋山智史、松田 昇、清水啓典、藤野しのぶの各氏は社外取締役であります。

第 3 号 議案 監査役4名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に藤原洋一、大本 巧、川上 洋、富田俊彦の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、川上 洋、富田俊彦の両氏は社外監査役であります。

第 4 号 議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠の社外監査役に飯島 悟氏が選任されました。

第 5 号 議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプション報酬として新株予約権を年額4,000万円の範囲で75個（1個当たりの株式数は普通株式1,000株）を上限として付与することが決定されました。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案のとおり承認可決され、当社の執行役員（取締役を除く）および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権125個（1個当たりの株式数は普通株式1,000株）を上限として無償で発行することが決定されました。

以 上

本総会終了後開催の取締役会において代表取締役および役付取締役が選定され、また、本総会終了後開催の監査役会において常勤の監査役が選定され、それぞれ就任いたしました。

この結果、当社の取締役、監査役および執行役員の新体制は次のとおりとなりました。

代表取締役 取締役会長	鵜澤 静	常勤監査役	藤原 洋一
代表取締役 取締役社長	河田 正也	常勤監査役	大本 巧
取締役 専務執行役員	村上 雅洋	監査役	川上 洋
取締役 常務執行役員	萩原 伸幸	監査役	富田 俊彦
取締役 常務執行役員	西原 孝治	執行役員	河村 昌弘
取締役 執行役員	土田 隆平	執行役員	吉野 明宏
取締役 執行役員	木島 利裕	執行役員	佐々木 肇
取締役 執行役員	奥川 隆祥	執行役員	岩田 和寛
取締役 執行役員	馬場 一訓	執行役員	石坂 明寛
取締役	秋山 智史	執行役員	杉山 誠
取締役	松田 昇	執行役員	石井 靖二
取締役	清水 啓典		
取締役	藤野 しのぶ		

(注) 1. 取締役 秋山智史、松田 昇、清水啓典、藤野しのぶの各氏は社外取締役であります。

2. 監査役 川上 洋、富田俊彦の両氏は社外監査役であります。

期末配当金のお支払いについて

第172期期末配当金につきましては、平成27年6月4日付で期末配当金に関する重要書類をお送りし、6月5日よりお支払いを開始しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、「期末配当金領収証」の払い渡しの期間は平成27年7月10日までとなっておりますので、ご留意ください。

以 上

定款一部変更についてのご案内

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で予め定めた額と法令に定める額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で予め定めた額と法令に定める額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で予め定めた額と法令に定める額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で予め定めた額と法令に定める額とのいずれか高い額とする。</p>

以 上